

日本国環境省と中華人民共和国国家林業・草原局との 間で行うトキ保護協力の継続実施に関する覚書

日本国環境省(以下「日本側」という。)及び中華人民共和国国家林業・草原局(以下「中国側」という。)は、

双方が1985年以来、トキ保護分野における長期的な友好協力を実施してきたこと、中国側が1998年、2000年及び2007年に日本側にトキを提供し繁殖研究協力を実施してきたこと、さらに、日本側が中国のトキ保護事業に資金的及び技術的支援を提供してきたことを振り返り、

共同の努力を通じ、両国友好の象徴であるトキが日本において継続して繁殖・生息することで、日中両国の友好関係を促進することを希望し、

日本側が中国側によるこれまでのトキ個体の提供について感謝するとともに、日本におけるトキ個体群の遺伝的多様性を改善するための中国側による新たなトキ個体の提供を歓迎することに留意し、

トキ保護分野におけるより一層の協力を希望し、

以下のとおりの認識に達した。

一、双方は、互恵と協力の原則にそって、トキ保護協力を引き続き実施する。

二、中国側は、日本側に繁殖能力のある2羽(雌雄各1羽)のトキの個体を提供し、繁殖研究協用に用いる。

三、日本側は、中国の野生動物及びその生息地保護を支

持し、関連する協力を行う。

四、双方は、トキ保護協力を実施する際に、関連する国際条約及び両国各自の国内法律、法規と規定を遵守するものとする。

五、双方は、二及び三を実施するため、別途の友好的な協議を通じて技術協議書を作成し、協力の具体的内容を明確化する。

六、本覚書は、署名の日から開始する。どちらか一方が本覚書の終了を希望する場合には、6か月前に書面により他方に通知するものとする。

本覚書は、2018年5月9日に東京にて署名され、日本語及び中国語によりそれぞれ2通を作成し、両言語の覚書は同等の価値を有する。

日本国
環境省
代表

中華人民共和国
国家林業・草原局
代表